3　決算関係書類及び連結決算関係書類に初めて新消費生活協同組合法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新消費生活協同組合法施行規則第百十三条の二第一項第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新消費生活協同組合法施行規則の規定を適用して決算関係書類又は連結決算関係書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号において同じ。）の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）を除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

法規的告示

○厚生労働省告示第三百八十三号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（リース業務の範囲等） **第十七条**　規則第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、それぞれ当該各号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める規則第二百二十二条第二項第七号イからハまで又は第二百二十七条第二項第十五号イからハまでに掲げる要件の全てを満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　（略）	（リース業務の範囲等） **第十七条**　規則第二百二十二条第二項第七号及び第二百二十七条第二項第十五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、各事業年度において、同号に掲げるリース物品等を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでに掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 ２　（略）

○厚生労働省告示第三百八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1221　（略） 1222　眼内植込み型医薬品投与システム **別表第３** １～1232　（略） 1233　家庭用一酸化窒素（ＮＯ）産生血行促進用具	**別表第１** １～1221　（略） （新設） **別表第３** １～1232　（略） （新設）

○厚生労働省告示第三百八十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで、1218、1219、1221及び1222に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで、1218、1219及び1221に掲げる高度管理医療機器

○厚生労働省告示第三百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎